

井原への就職(就農)✕移住を応援します！

井原市就職者等移住支援補助金

井原市内の企業等へ新たに就職又は就農し、市内の住宅を賃借する40歳未満の移住者に家賃の一部を補助します。

補助金の内容

補助対象経費	補助率	補助限度額
住宅の賃借料自己負担相当額の12か月分※ (住宅手当等の受給額は除く)	1/2	1か月あたりの 限度額2万円 (上限24万円)

※【就職者】

転入日及び雇用日から1年を経過しない日までに締結した賃貸借契約に係る賃借料で、転入日、雇用日又は賃貸借契約日のいずれか遅い日の属する月から起算して12か月間に支払った住宅の賃借料自己負担相当額。

【就農者】

転入日から1年以内に農業実務研修を開始した者及び研修期間中に転入した者は、研修修了の日から1年を経過しない日までに締結した賃貸借契約に係る賃借料で、転入日、研修開始日又は賃貸借契約日のいずれか遅い日から起算して12か月間に支払った住宅の賃借料自己負担相当額。

補助対象者(移住要件と就職又は就農要件を満たす者)

移住要件

- ・市外から本市に転入して1年以内であること。
- ・転入日前3年以内の期間において市内に居住していないこと。ただし、農業実務研修による研修を受けるために転入した場合は、その最初の転入日前3年以内の期間において市内に居住していないこと。

就職要件

- ・市内に事業所等を有する法人又は個人事業主(以下「法人等」という。)に雇用された者で、雇用日から1年以内であること。
(法人等に雇用され市内の賃貸住宅に居住する者で、勤務地が市外の者も対象)
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、法人等に新たに雇用され、雇用日に40歳未満であること。また、支援補助金の申請時において当該法人等に在職していること。
(年度途中の雇用も可。転勤、出向、出張等は不可)

就農要件

- ・農業実務研修を開始した者で、開始日に40歳未満であること。
- ・市内で農業実務研修を受けていること、又は修了し市内で就農していること。

● 書類提出先・問合せ先 ●

井原市役所 総合政策部 企画振興課

〒715-8601 井原市井原町 311 番地 1

TEL

0866-62-9521

FAX

0866-62-1744

E-mail

kikaku@city.ibara.lg.jp

申請時期

◎2回の申請が必要となります。

認定申請

【申請期限】

転入日、雇用開始日（農業実務研修開始日）、又は賃貸借契約日のいずれか遅い日（対象期間開始日）から起算して3か月以内、又は転入日及び雇用開始日から起算して1年を経過する日の前日のいずれか早い日まで

（添付資料）

- ・転入日前3年間、市外に住所を有することがわかる認定申請者の住民票又は戸籍の附票
- ・市町村税の滞納がないことを示す証明書
- ・住宅へ入居した全員分の住民票
- ・賃貸借契約書の写し
- ・就業証明書（就職者）及び労働条件が確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等の写し）
- ・同意書（就農者）
- ・誓約書
- ・その他市長が必要と認める書類

交付申請

【申請期限】

対象期間開始日から1年経過後、又は住宅の12か月分の賃借料を支払った日のいずれか遅い日から起算して3か月以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日

（添付資料）

- ・認定通知書の写し
- ・家賃を支払ったことが確認できる書類
- ・井原市税の滞納がないことを示す証明書
- ・就業証明書（就職者）
- ・同意書（就農者）
- ・その他市長が必要と認める書類



申請の流れ

【認定申請書の提出】



書類審査



事業認定通知



12か月間の賃借料
の支払い完了
雇用の継続



【交付申請書の提出】



書類審査



交付決定通知



請求書の提出



補助金の支払い